

一律

5万円

職場環境づくりを目指す事業主を応援します!



子の看護等休暇制度 導入奨励金

働き方改革

下記の該当事業主に奨励金を支給します!

日田市では、働きやすい職場環境づくりとワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業所が定める就業規則において、育児・介護休業法第16条の2に規定する子の看護等休暇制度を上回る内容の有給休暇を整備し、イクボス宣言をした事業主に奨励金を支給します。※令和7年度より、従業員の休暇取得実績の書類提出は不要となりました。

この機会に、職場環境の改善と企業の成長を進めてみませんか?

助成対象者

- ①市内に本社もしくは事業所を有する事業主
- ②常時使用する従業員が50名以下の事業所の事業主
- ③法律の子の看護等休暇を上回る内容の有給休暇を新たに規定していること
- ④イクボス宣言を行っていること
- ⑤市税の滞納がないこと

申請に必要な書類

- ①交付申請書兼実績報告書(様式第1号)
- ②就業規則の写し
- ③イクボス宣言をしたことがわかる書類
- ④従業員数が確認できる書類
- ⑤本社もしくは事業所の所在地が確認できる書類
- ⑥滞納のない証明書

日田市 商工労政課 雇用移住促進係 (市役所3階)

[所在地] 〒877-8601 大分県日田市田島2-6-1

[問合せ] 0973-22-8383/[メール]shokoh@city.hita.lg.jp

※申請書類のダウンロードは右記二次元コードから

